

建築物等における木材の利用促進に関する基本方針



令和4年3月
山口県

目 次

第 1 木材の利用促進の意義等	・ ・ ・ 1
1 木材の良さ（木材の性質）	
2 県産木材の利用促進の意義	
第 2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	・ ・ ・ 2
1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等	
2 住宅における木材の利用の促進	
3 非住宅建築物における木材の利用の促進	
4 非住宅建築物における建築物木材利用促進協定制度等の活用	
5 県内の公共建築物等における木材の利用促進	
（1）木材の利用を促進すべき公共建築物	
（2）公共建築物での木材利用	
（3）建築用木材以外での木材の利用促進	
（4）公共建築物等の整備において考慮すべき事項	
6 公共建築物以外の建築物における木材の利用促進	
7 木材の利用の促進の啓発と理解の醸成	
第 3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標	・ ・ ・ 8
第 4 建築用県産木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項	・ ・ ・ 8
1 木材の品質の確保	
2 木材に関する情報の共有	
3 木材の生産、流通、加工体制の整備	
第 5 県産木材の利用の促進に向けた推進体制	・ ・ ・ 9
1 県の推進体制	
2 県出先機関における推進体制	
用語解説	・ ・ ・ 11

（注）用語解説に掲載の用語については、本文中で最初に使用した際に※を付しています。

「建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、「脱炭素社会[※]の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（以下、「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）」（以下、「国の基本方針」という。）に即して策定するものです。

この基本方針は、山口県内の建築物等における木材の利用の促進を図るため、木材の利用促進の意義等、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、建築用県産木材[※]の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、県産木材の利用の促進に向けた推進体制を定めます。

第 1 木材の利用促進の意義等

1 木材の良さ（木材の性質）

木材は断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有するほか、木材によって創出される生活空間は、人の健康面や心理面においても良い影響をもたらす効果が期待されます。

また、木材は利用するために伐採した後、再び植えて育てていくことにより、循環利用できる環境にやさしい資源であるとともに、長期間にわたって炭素を貯蔵することができ、生産・加工過程のエネルギー消費が比較的少なく、さらに、循環利用する限りは、燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル[※]」の特性を有しています。

2 県産木材の利用促進の意義

緑豊かな森林は、県土の保全[※]、水源のかん養[※]、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全、木材をはじめとした林産物の供給など、県民のくらしや産業活動を支える多面的な機能を持っています。

こうした中、現在、県土面積の約 4 分の 1 を占めるスギ・ヒノキ人工林の 55% が主伐[※]期を迎えた 10 齢級[※]（46 年生）以上であり、利用可能な段階に達しています。

しかしながら、県内の素材生産[※]量は総じて低位な状況にあり、近年、需給ギャップが顕在化するとともに、森林資源の高齢級化が進み、将来に向けた持続可能な林業経営が危惧されるなど森林の持つ多面的な機能の発揮が懸念される状況となって



手入れの行き届いた森林

います。

このような状況から、県産木材の利用を促進していくことは、「植える→育てる→伐採する→使う→植える」というサイクル（循環利用）を通じた森林の適切な整備につながり、脱炭素社会の実現、森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮、農山村をはじめとする地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待されています。



森林の循環利用のイメージ

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

建築物等における木材の利用に加え、エネルギー源としての利用など、木材の総合的な利用を促進します。

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

木材の持つ断熱性や調湿性、利用者に与える温もりや落ち着きなど、木造建築物の良さが再認識されていく中で、木造建築構法^{*}や防耐火性能等の設計・施工技術の改良や、強度等に優れたCLT^{*}（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発などにより、木造建築物の中高層化、大規模化の可能性が広がりつつあります。

県では、関係団体と連携し、これらの木造建築物の良さや先進的技術について、関係団体や事業者（建築主、設計者、施工者）を対象にした研修会や情報提供を通じて普及啓発に努めるとともに、先進的技術等を活用できる人材育成を図り、より広範な建築物

に木材の利用を進めます。

また、木材等の利用の促進が、森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法や、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、情緒面、健康面等に及ぼす効果に関する各種調査研究結果等について、関係団体や事業者へ情報提供等を行います。



CLT 建築物



耐火試験

2 住宅における木材の利用の促進

県は、法第 14 条の規定に基づき、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者（建築主、設計者、施工者）に対し、住宅の設計に関する情報の提供や、県産木材利用住宅の建築促進に向けた「優良県産木材※」等の利用を支援します。

また、工務店と連携した県産木材を使用した住宅の見学会やフェア等のイベントにおいて、木材の良さ等について情報発信を行い、住宅への県産木材利用を促進します。



優良県産木材使用住宅



住宅フェア

3 非住宅建築物における木材の利用の促進

県は、事業所や店舗等の非住宅建築物について、木材を利用した建築等を促進するため、非住宅建築物を建築する者（建築主、設計者、施工者）に対し、建築物木造化[※]の可能性や設計、構法等に関する情報を提供するとともに、県産木材利用建築物の建築促進に向けた「優良県産木材」等の利用を支援します。

また、県産木材を使用した非住宅建築物の見学会や研修会等において、木材の良さや可能性等について情報発信を行い、建築物への県産木材利用を促進します。



県産木材を利用した非住宅建築物(事務所)



県産木材を利用した庁舎

4 非住宅建築物における建築物木材利用促進協定[※]制度等の活用

県は、建築物における木材利用を促進するため、県と木材利用を進めようとする事業者（建築主、設計者、施工者）等とで、各々の役割や取組等について定める「建築物木材利用促進協定」を締結し、協定に基づく建築物を整備する事業者等への支援を通じ、建築物における木材利用を促進します。

このため、「建築物木材利用促進協定制度」について、事業者等に情報提供を行うなど、同制度の活用等による建築物における木材利用の取組が進展するよう努めます。

なお、「建築物木材利用促進協定」を締結した際等には、協定の内容をホームページで公表するとともに、協定の目的達成のため活用できる支援制度や木材利用に係る情報提供を行います。

5 県内の公共建築物等における木材の利用促進

（１）木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進する公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物（国又は地方公共団体が整備する公共の用に供する建築物又は公用に供する建築物、民間が整備する公共建築物及び公用建築物に準ずる建築物）であり、具体的には、次の建築物が該当します。

- ① 学校
- ② 社会福祉施設（児童福祉施設、老人ホーム等）
- ③ 病院・診療所
- ④ 運動施設（武道館、体育館等）
- ⑤ 社会教育施設（図書館、美術館、公民館等）
- ⑥ 公営住宅（県・市町営住宅等）
- ⑦ 庁舎
- ⑧ 職員宿舍
- ⑨ その他 ①～⑧に類する施設



公営住宅

（２）公共建築物での木材利用

ア 木造化の促進

公共建築物の整備においては、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進するものとします。

また、当該公共建築物に求められる機能の観点等から、耐火性・耐久性が求められるなど、木造化が困難と判断される次の施設等は除くものとします。

- ・災害時に活動拠点となる災害応急対策活動に必要な施設
- ・治安上又は防衛上の目的を持った施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・文化財を収蔵若しくは展示する施設

イ 内装等の木質化※の促進

木材の利用を促進すべき公共建築物に該当するものについては、木造化に努めるとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、全ての公共建築物において、床等の内装や外構等の木質化を促進します。

特に、県民の目に触れる機会が多いと考えられる場所については、積極的な木質化に努めます。

（３）建築用木材以外での木材の利用促進

公共建築物の整備及び公共土木工事等においては、建築用木材としての利用に加え、以下についても木材の積極的な活用を努めます。

ア 森林バイオマスエネルギー※の利用

エネルギー源としての木材の利用拡大といった波及効果も期待できることから、森林バイオマスを燃料とするボイラー等の導入に努めます。

イ 備品等における木製品の利用

机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料とした製品の活用に努めるものとします。

ウ 公共土木工事等における利用

公共土木工事等においては、耐久性などの性能やコスト等を勘案の上、「やまぐち発新製品※」の活用等により、木材や木材を原材料とした製品等の利用促進に努めるものとします。



森林バイオマス利用（木質チップボイラー）



公共工事での木材利用（防風柵）

（４）公共建築物等の整備において考慮すべき事項

ア 建築コスト及び部材の調達

公共建築物等を整備する際には、建築コストの低減を図るため、部材の統一化を図るなど設計上の工夫をするとともに、一般に多く流通している建築用部材を使用することにより、円滑な木材調達に努めるものとします。

なお、木材は、伐採から製材、乾燥等の工程に一定期間を要することから、木材の調達期間も考慮した建設計画を検討するものとします。

イ 県産木材の利用促進等

公共建築物等を整備する際には、県産木材の利用に努めるとともに、「森林法（昭和 26 年法律第 249 号）」に基づく森林計画※等に従った伐採及び伐採後の再造林※等の適切な森林施業※の確保並びに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）」（以下、「クリーンウッド法」という。）に規定する合法伐採木材や、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（以下、「グリーン購入法」という。）に規定する環境物品等を選択するよう努めるものとします。

ウ 品質が確保された部材等

公共建築物の整備に当たっては、木材の強度や乾燥など品質の確保が求められることから、JAS※（日本農林規格）製品の使用と合わせ、「優良県産木材」についても公共建築物での活用を図るものとします。

6 公共建築物以外の建築物における木材の利用促進

県は、公共建築物以外の建築物の木材利用を促進するため、関係団体と連携し、建築物を建築する者（建築主、設計者、施工者）や県民に対し、木造建築物や内装等の木質化の良さ、県の「優良県産木材」等の利用支援策をはじめ、最新の設計・施工技術や強度・耐火性能に優れた木質部材等を導入した建築物の事例等について、情報提供に努めます。

7 木材の利用の促進の啓発と理解の醸成

木材の利用促進を進める団体等が実施する木育活動※や森林体験学習※、里山整備活動※等における、木との触れ合いや育林体験を通じて、子どもから大人まで幅広い世代で、森林や木材に対する親しみや愛着などを育みます。

また、法第9条に規定された「木材利用促進の日（毎年10月8日）」及び、「木材利用促進月間（毎年10月）」において、関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施など、木材の利用の促進について広く啓発するとともに理解の醸成を図ります。

さらに、木材を活用した優良な施設や木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者について表彰します。

こうした取組を通じ、この基本方針を踏まえ整備された建築物等を活用し、木材利用の普及啓発に積極的に取り組むとともに、身の回りの物を木に変える、暮らしの中に木を取り入れる、建物を木造化、木質化する、エネルギー源として利用するなど生活や事業活動に幅広く木材を取り入れることを促進し、県産木材の利用を進めます。



木育活動（木工体験）



木造建築希望者への啓発セミナー

第3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

県は第2の5（1）に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとします。なお、コストや技術の面で木造化が困難であるもの（耐火建築物^{*}や準耐火建築物^{*}等）及び当該公共建築物に求められる機能の観点等から、耐久性が求められるなど、木造化が困難と判断される施設等を対象から除きます。

また、全ての公共建築物について、施設利用者の目に触れる機会が多いと考えられる場所など、内装や外構等の木質化を図ることが適当と判断される部分については、内装や外構等の木質化を推進するものとします。

さらに、建築用木材以外での木材の利用促進及び公共建築物等の整備において考慮すべき事項については、第2の5（3）、（4）のとおり促進するものとします。

これらの進行管理として、庁内営繕^{*}担当課等で構成する「県産木材利用促進チーム」（以下、「利用促進チーム」という。）を設置し、公共建築物の整備検討段階において、事業担当課と利用促進チームが事前協議を行い、木造化及び内装等の木質化について検討するとともに、進捗状況や県産木材の利用促進に係る課題等について情報交換を行い、毎年1回、公共建築物の整備状況等について実績を公表します。

第4 建築用県産木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の品質の確保

木材の強度や乾燥など一定の品質を確保するため、本県独自に認証基準を設け取り組んでいる「優良県産木材」の安定供給を図るとともに、製材工場等におけるJAS認定の取得や検査体制の強化などJAS製品の供給に努めるものとします。

また、CLT等の強度や耐火性等に優れた建築用木材等に関する製造や施工方法に係る技術等について、研修会等を通じ普及を促進します。

2 木材に関する情報の共有

県は、山口県森林組合連合会や山口県木材協会等の木材関係団体、工務店等の木材利用者等と連携し、建築物等の整備における木材の利用動向の把握に努め、県産木材の安定供給と利用促進に係る情報の収集や提供等により木材利用の課題解決を図ります。

3 木材の生産、流通、加工体制の整備

建築物等に利用する県産木材の円滑な供給を確保するため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、施業の集約化や林内路網^{*}の整備等を図り、高性能林業機械^{*}やスマート林業^{*}技術の導入等により、生産性の向上に努めるとともに、計画的な主伐及び間伐^{*}と的確な再生造林の推進など、森林の持続的な循環利用を推進します。

また、原木需給*情報の共有や「木材安定取引協定*」の締結等による需給体制の最適化を図り、需要に応じて品質の確保された県産木材の安定的な供給に努めるものとします。



J A S 認定製材所



高性能林業機械（ICT ハーベスタ）



地上レーザによる森林資源把握



ドローンによる現場管理

第5 県産木材の利用の促進に向けた推進体制

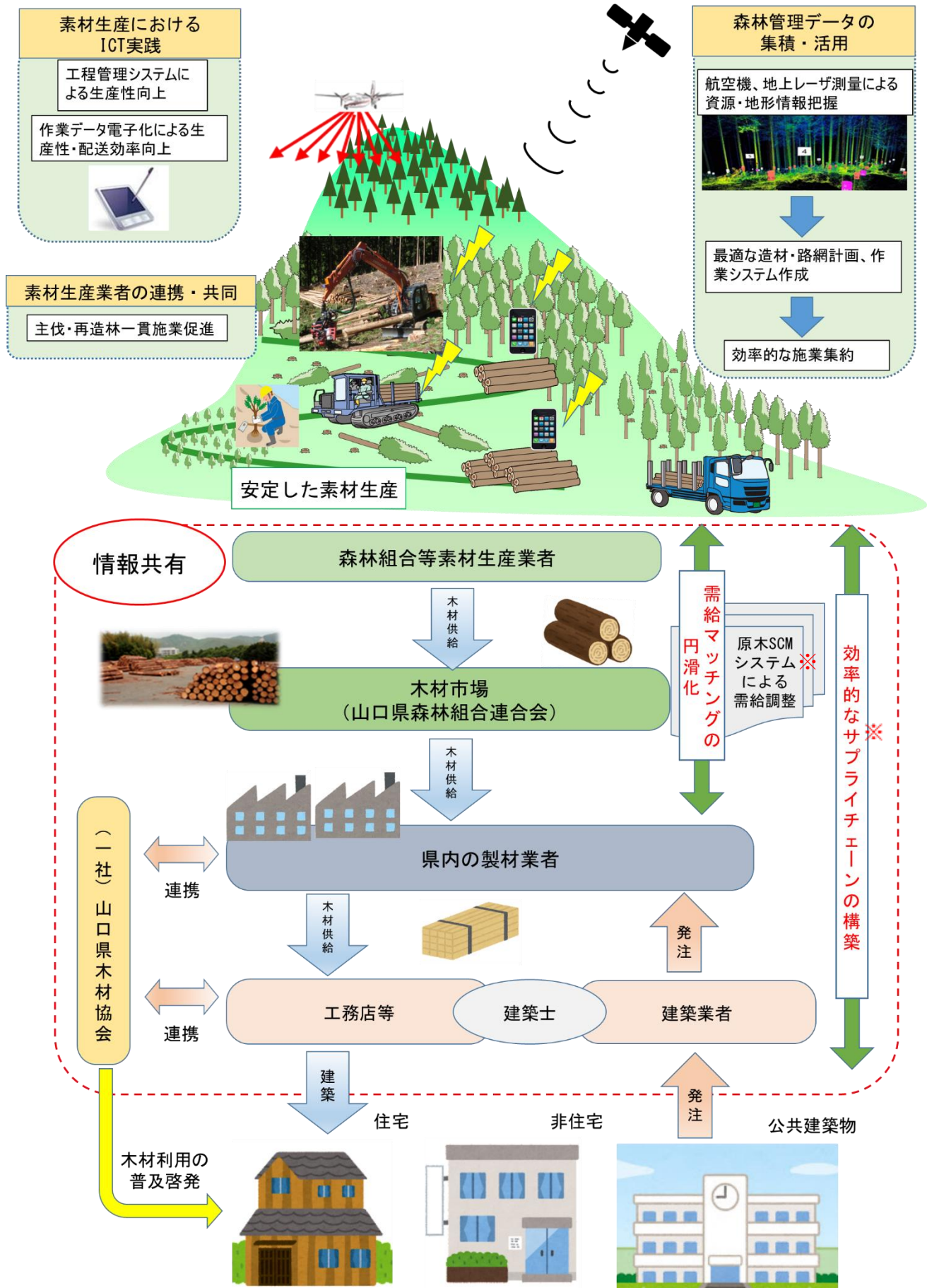
1 県の推進体制

建築物等における県産木材の利用の促進を図るため、県及び林業、木材加工、木材利用の関係団体等を構成員とする「県産木材利用推進会議」を設置し、建築物（公共及び民間）の整備等についての情報交換や計画・実績の検証、民間の木材需給動向等について情報共有を行います。

2 県出先機関における推進体制

地域における県産木材の利用を促進するため、県農林水産事務所・農林事務所と市町及び林業、木材加工、木材利用の地域の関係団体等で構成する「地域県産木材利用推進会議」を設置し、県産木材の利用の促進を図ります。

県産木材の供給・利用の流れ



用語解説

ア行

営繕

建築物の营造（建造物や施設をつくること）と修繕のことをいい、具体的には、建築物の新築、増築、修繕及び模様替えなどの工事を指す。

カ行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。

間伐

森林の混み具合に応じて、目的とする樹木の密度を調整する作業。主伐（後述）までの間に育成目的に応じて繰り返し行われる。

県土の保全

森林は、樹木の根を張り巡らせ、土壌をしっかりと固定し、土壌の崩壊を防止するとともに、落葉や下草などによって地表が覆われているため、降雨等による土壌の侵食や流出を抑える働きを持つこと。

原木需給

原木（素材＝丸太）についての需要と供給の状況を意味する。

原木 SCM

原木「Supply Chain Management（サプライチェーンマネジメント）」の略。原木の流れを需要や供給などの情報の流れと結びつけ、サプライチェーン関係者間で情報を共有・連携し、原木の流通の最適化を図ること。

県産木材

県内で生産された素材（丸太）を製材工場等で製材・加工したものをいう。

建築物木材利用促進協定

建築主等の事業者等と、国又は地方公共団体との間で締結される、建築物における木材利用促進に関する協定。

高性能林業機械

伐倒、枝払い、造材など、複数の作業を1つの作業機で行えるようにした機械の総称。

サ行

再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林（人為的な方法により森林を造成すること）を行うこと。

里山整備活動	原生的な自然と都市との中間に位置し、農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて形成された里山の環境を、森林の伐採、利用を通じて維持する活動。
サプライチェーン	製品の原材料の調達から、製造、在庫管理、物流、販売等を通じて、消費者に届くまでの一連の流れのこと。
CLT	「Cross Laminated Timber（クロス ラミネイティッド ティンバー：直交集成板）」の略。一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着したもので、欧米を中心に、中高層を含む木造建築物の壁や床、階段等に利用されている。
JAS	「Japanese Agricultural Standards（ジャパニーズ アグリカルチュラル スタンダーズ：日本農林規格）」の略。食品・農林水産分野において農林水産大臣が定める国家規格。国内市場に出回る食品・農林水産品の品質や仕様を一定の範囲・水準に揃えるための基準。
需給体制の最適化	事業者が需給情報等を共有することで、需要者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の効率化等を図ること。
主伐	利用できる時期に達した林木を伐採すること。次の世代の樹木の更新を伴う伐採。
準耐火建築物	耐火建築物（後述）以外の建築物で、主要構造部を準耐火構造としたものの又は主要構造部の防火の措置その他の事項について技術的基準に適合するもののいずれかに該当し、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸等の防火設備を有する建築物。
森林計画	長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的な機能が十分に発揮されるよう、森林の施業を計画的かつ合理的に行うために国、地方公共団体により立案される計画。
森林施業	目的とする森林を造成及び維持するための造林、保育、間伐、伐採等の森林に対する行為。
森林体験学習	小中学生等を対象に、育林作業や木工体験などを実施することにより、森林の役割や林業の重要性などの理解促進を図る活動。

森林バイオマスエネルギー バイオマスとは、動植物由来の有機物のうち、化石燃料を除いたもので再生可能な資源を指し、このうち樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材を活用したエネルギーを森林バイオマスエネルギーという。

水源のかん養 森林では、落葉・落枝などの堆積物や土壌生物が多く棲む表土が、スポンジのような役割を果たし、大量の雨水はゆっくりと河川に流されて洪水を防ぎ、渇水時には貯蔵された水が少しずつ流れ出て渇水を緩和する。

スマート林業 デジタル管理や ICT 等の先端技術を活用した、安全で高効率な林業のこと。

素材生産 生育する林木を伐採して素材(丸太等)に加工し、決められた場所に運搬・集積する作業

タ行

耐火建築物 主要構造が耐火構造若しくは屋内において発生が予測される火災に当該火災が終了するまで耐え、周囲において発生する通常の火災に当該火災が終了するまで耐えることのできる建築物で、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸等の防火設備を有する建築物

脱炭素社会 人の活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減とともに、吸収作用の保全及び強化を図ることで、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡が保たれた社会。

マ行

木育活動 子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組み。木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを考えられる豊かな心を育む活動。

木材安定取引協定 森林組合等素材生産業者が、製材工場や合板工場等と事前に安定供給に関する協定を締結し、当該協定に基づき、素材（丸太）を安定的・計画的に販売する方法。

木質化 建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分等に木材を利用することをいう。

木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

※構造耐力：住宅などの建築物において、構造部が支えることができる最大の荷重。

木造建築構法

木造建築物の構造の組み合わせ方法や構造の状態を示し、建築物をどのような構造を使って設計・施工するかを意味する。

ヤ行

優良県産木材

県の定める認証基準（寸法規格、含水率、強度）を満たしたことを認証された、県産木材を使用した製材品。

やまぐち発新製品

公共工事で必要とされる機能を有していることが確認された県内産の新製品のこと。

ラ行

林内路網

効率的な素材生産のため、森林内に開設された林道及び林道から分岐する林業専用道、森林作業道により構成される道路網。

齢級（れいきゅう）

樹木の林齢を5か年をひとくりにした、林業分野での林齢の表し方。例えば、林齢1～5年生は1齢級、6～10年生は2齢級となる。